

令和6年度

事業所用LED照明 設置助成のご案内

中小企業者等が、区内事業所等に区内施工業者を利用してLED照明を設置する経費の一部を助成します。

◎受付期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

◎助成金額 設置費用※の10%（上限30万円）

◎受付予定件数 3件（先着順受付で、予算に達した時点で終了します。）

※設置費用とはLED照明本体の購入費・施工費用等の合計額とし、消費税を除きます。

LED照明設置のメリット

★省エネルギーなので経済的です★

白熱電球に比べて省エネ+長寿命となり、消費電力が1/4～1/6、寿命が40倍（約40,000時間）になります。

年間消費電力量：526kwh 減 年間電気代：13,600円減

※白熱電球（54w）が4個ついた照明器具を、LED電球（9w）に変換し、1日8時間使用した場合

★環境にやさしい★

消費電力が少ないため、二酸化炭素の排出量が少なく地球温暖化防止に役立ちます。また、蛍光灯のように水銀を使っていないので、環境を破壊しません。

区からのお知らせ

品川区は、令和5年3月に「品川区環境基本計画」を改訂し、区民・事業者・区が協働し、より一層の地球温暖化対策に取り組むことを定めています。

対象機器

種 別	基 準
LED照明器具 (ベースライト ダウンライト シーリングライト スポットライト 直管型など)	①固有エネルギー消費効率が85 lm/W以上であること。 ②LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること。
LEDを光源とした 内照式表示灯	定格寿命が30,000時間以上であること。
電球形LEDランプ	①エネルギー消費効率が70 lm/W以上であること。 ②定格寿命が30,000時間以上あること。

※照明器具のみの交換等、工事施工費用を伴わない場合は対象外です。

助成対象者

助成対象者は次の要件を備えた方です。

- 1 区内に事業所などを有する中小企業者・社団法人・社会福祉法人・個人事業主（賃貸住宅の個人オーナーを除く）など、大企業でない事業者であること（本社の所在地は問いません）。
- 2 区内の事業所等の事業用途部分に設置するものであること。
- 3 自らの所有でない事業所等に設置する場合は、所有者の承諾を得ていること。
- 4 設置後の申請であること。
- 5 区内に主たる事業所(本社)を有する施工業者による工事を伴うものであること。
- 6 設置機器が未使用のものであること。
- 7 設置機器が区の指定する基準を満たしていること。
- 8 設置費用の合計が10万円（消費税を除く）以上であること。
- 9 法人事業税その他の税を滞納していないこと。
- 10 法令等および公序良俗に反していないこと。
- 11 過去にこの助成制度を利用していないこと。
- 12 設置工事の完了日が令和6年4月1日以降であること。

※賃貸住宅個人オーナーの方、マンション管理組合の方は、住宅課（5742-6776）へお問い合わせください。

申請書添付書類

番号	添付書類（コピー可）	発行機関	法人	個人
1	機器設置に係る領収書	区内施工業者	○	○
2	機器設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書や見積書など （「1」の金額の内訳が分かるもの）	区内施工業者	○	○
3	設置工事の完了日が確認できる書類（※1）	区内施工業者	○	○
4	設置機器のカタログなど （形状・規格・仕様などが確認できるもの）	区内施工業者・ LED照明メーカー	○	○
5	設置場所・設置数が確認できる図面	区内施工業者	○	○
6	設置機器・設置数が確認できる機器設置完了後の写真 （撮影日要記載）	—	○	○
7	令和5年度事業税納税証明書	都税事務所	○	○ （※2）
8	令和5年分所得税納税証明書その1 （納税額等証明用）	税務署	—	○
9	履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内）	法務局	○	—
10	機器設置建物の全部事項証明書（発行後3カ月以内）	法務局	○	○
11	承諾書（設置した事業所等が自己所有でない場合）	—	○	○

※1 工事の完了報告書、工事完了日が記載された請求書、機器の保証開始日が記載された書類などが該当します。該当する書類がない場合は、**機器の設置日に関する申立書**の提出が必要です。

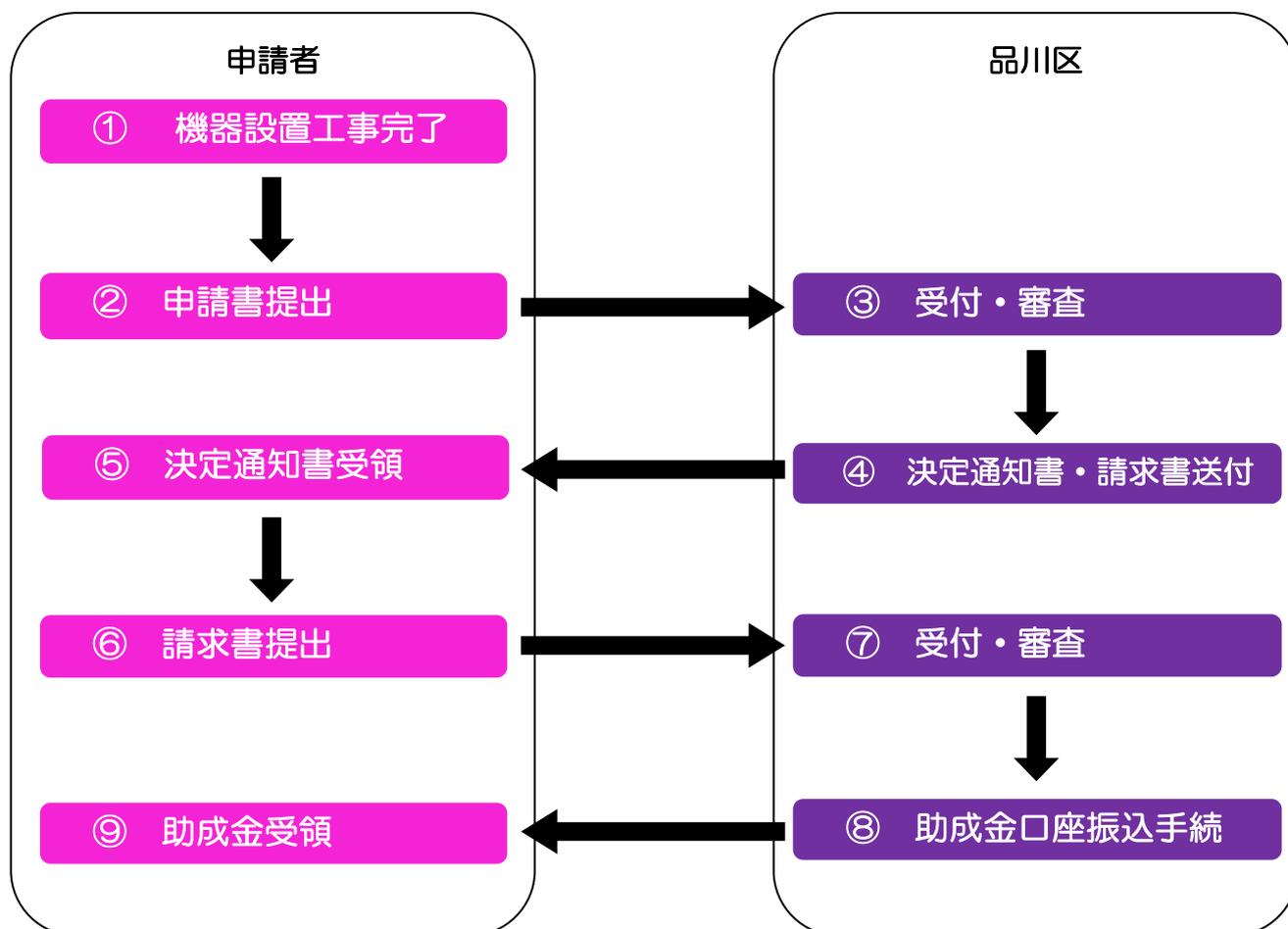
※2 個人事業主の方で、あてはまらない場合はお問い合わせください。

その他必要に応じ、上記書類以外についてご提出いただく場合があります。

注意事項

- ◆ 申請に必要な書類が揃った方から先着順に受付け、審査、助成を行います。
- ◆ 機器の稼働に関係のない付属品等の経費は対象になりません。
- ◆ 算出した助成金額の千円未満の端数は切り捨てとします。
- ◆ 設置後、電力使用量報告書の提出をお願いすることがあります。
- ◆ 他の助成制度を利用する場合、区の助成金額は設置費用を上限とします。
- ◆ 請求書には朱肉を使う印鑑（認印可）を押印してください。
- ◆ 受付期間後に設置工事が完了した場合、助成対象外となります。

助成金受取までの流れ



申請書提出にあたっての注意

申請書類一式を、設置工事完了後に環境課窓口に提出してください（必要書類がすべて揃っていないと受付はできません）。郵送の場合、不備があればご連絡しますが、書類がすべて揃うまで審査ができません。なお、不備書類の返送は行いません

書類の揃っている方から審査して、助成を決定します。

受付最終日の午後5時までに、必要書類をすべて提出し、環境課担当者が書類に不備がないことを確認している必要があります。

提出・問い合わせ先

品川区 都市環境部 環境課 環境管理係 TEL 5742-6949
〒140-8715 品川区広町2-1-36 FAX 5742-6853